

第三セクター等の  
経営改善に関する指針

平成22年3月

延岡市

# 目 次

## 1. 策定の背景と趣旨

## 2. 指針の対象となる団体

## 3. 市の関与（支援）の基本的な考え方

### （1）財政的関与の見直し

①補助金、委託料等の見直し

②損失補償等への対応

### （2）人的関与の見直し

### （3）点検評価等の実施

①事業の点検評価

②経営状況の診断

### （4）今後の方向性および統廃合等の検討

①廃止の検討

②統合等の検討

### （5）点検評価、見直し方針の決定に係る手順

### （6）指導監督等の徹底

## 4. 経営改善計画の策定と進行管理

### （1）経営改善計画の策定

### （2）策定後の取組体制

①集中的改善期間

②推進体制

③進行管理

## 5. 経営責任の明確化と人事給与制度の見直し

## 6. 監査体制の強化

## 7. 情報公開の推進

- (1) 市による情報公開
- (2) 第三セクター等による情報公開

## 8. 資料

- 様式 1 延岡市第三セクター等経営改善計画書
- 様式 2 第三セクター等経営状況チェック表
- 様式 3 延岡市第三セクター等経営状況および点検評価結果報告書
- 資料 1 「第三セクター等経営改善検討会議」の構成

## 1. 策定の背景と趣旨

第三セクターは、採算性の確保が難しい分野や行政が直接対応することが困難な事業において、公共性を確保しながら民間の資金・人材・経営ノウハウなどを活用し、行政が直接実施するよりも、より効率的、弾力的にサービスの提供を行うことなどを目的に設立されたものです。

しかし、長引く景気の低迷や少子高齢化の急速な進展など、社会経済情勢は急速に変化し、全国で類似施設との競合等により経営破綻に至る第三セクター等が増加しました。また、経営を維持している団体においても、地方自治体の財政に与える影響はますます大きくなっていきます。

そのような中、平成 20 年 6 月には、「経済財政改革の基本方針 2008（閣議決定）」において、「第三セクターの改革に関するガイドライン等に基づき、経営が著しく悪化したことが明らかになった第三セクター等の経営改革を進める。」こととされ、また同月、総務省から「第三セクター等の改革について」により、その存廃を含めた集中的な改革を進めるよう、地方公共団体に対して要請が行われたところです。

これらを踏まえ、平成 21 年 6 月には、「第三セクター等の抜本的改革の推進等に関する指針」が示され、現在第三セクター等が行っている事業の意義、採算性等について、改めて検討の上、事業継続の是非を判断するなど、第三セクター等の存廃を含めた抜本的改革に集中的かつ積極的に取り組むことが求められています。

現在、本市の財政状況が大変厳しい中で、第三セクター等の見直しは、喫緊の課題であり、行財政改革の大きな取り組みの 1 つです。各団体の事業を効率的・効果的に推進して経営状況を改善するとともに、その設置目的や存在意義を検証し、今後の経営のあり方についても改めて行政関与の必要性を十分に検討しなければなりません。

また、平成 18 年、19 年に行われた市町村合併に伴い、市が関与する第三セクター数も増加しました。それにより、既存の第三セクター間で事業や施設の類似も生じており、改めて第三セクター等やそれらが管理する施設について、市全体を見渡す視点からそれぞれのあり方について検討を行う必要があります。

このようなことから、本市では、第三セクター等の事業内容や経営状況等を検証し、また、今後の経営改善策や、統廃合を含めた経営のあり方を検討するため、平成 20 年度に 12 団体を対象として専門コンサルタントによる経営診断を実施しました。

この指針では、行財政改革を一層推進するため、本市における第三セクター等の経営改善に関する基本的な方針と、各団体のあり方の見直しの方向性を示しております。またあわせて、団体自らに積極的な改革・改善を求めることで経営の健全化を図り、本来の独立した事業主体として自立的な経営の実現を促進します。

## 2. 指針の対象となる団体

本指針の対象となる団体は、以下の延岡市が25%以上を出資する法人、および市が主体的に指導・監督を行う必要があると認められる団体（以下「第三セクター等」という。）とします。

名 称	設立年月日
財団法人 速日の峰振興事業団	平成7年3月20日
北浦総合産業 株式会社	平成8年12月4日
株式会社 北川はゆま	平成8年12月2日
有限会社 祝子川温泉美人の湯	平成12年9月7日
須美江家族旅行村管理協会	平成7年4月1日
財団法人 北浦町農業公社	平成6年6月16日
社団法人 北川町畜産公社	昭和45年9月12日
株式会社 延岡地区有機肥料センター	平成元年10月24日
有限会社 延岡市リサイクルプラザゲン丸館	平成8年12月11日
株式会社 ヘルストピア延岡	平成5年4月6日
財団法人 延岡市高齢者福祉協会	平成5年11月8日
財団法人 延岡総合文化センター	昭和60年8月13日

## 3. 市の関与（支援）の基本的な考え方

### （1）財政的関与の見直し

第三セクター等に対する財政的な関与については、出資（出えん）や補助金、委託料、債務保証（損失補償）、貸付金等がありますが、第三セクター等の自立的経営を促す観点から、積極的に自主財源の確保を要請するとともに、市からの関与は必要最小限にとどめることとします。また、収支の赤字を補てんすることを目的とした安易な財政的関与は行わないこととします。

#### ①補助金、委託料等の見直し

補助金については、原則として事業実施に伴う補助金とすることとし、対象事業の公益性や事業内容、業務量などを十分精査し、それぞれに応じた適正な支出を行います。

事業に対する委託料については、業務委託者である市が期待する成果を予め明確にするとともに、額の算定にあたっては類似民間企業や統計資料等と比較・検証して必要最小限にとどめます。また、市は委託の費用対効果等について評価を適切に行います。

指定管理料についても、前年度の収支状況などから安易に算定するのではなく、対象施設での事業内容や業務量などを十分精査するとともに、指定管理制度の特性を生かしながらその算定基礎を明確にします。なお、指定管理者制度については、「延岡市公の施設に係る指定管理者の指定の手続に関する条例」（平成15年12月19日条例第33号）および、「指定管理者制度運用方針」（平成21年2月）に基づいて適正に運用します。

## ②損失補償等への対応

資金調達に関する損失補償等については、将来の新たな支出負担リスクを回避する観点から、原則として行わないこととします。

## (2) 人的関与の見直し

第三セクター等の経営者をはじめ役員については、法令の範囲内において市職員も就任できるとされていますが、当該団体の自主性、自立性を尊重し、より効率的な事業運営を推進する観点から、経営者には経営ノウハウを有する者等を優先して登用するなど、人的関与のあり方について見直しを図ります。

## (3) 点検評価等の実施

第三セクター等が実施する事業について、その必要性はもとより、市民ニーズに応えたものとなっているかどうか、また他に効果的・効率的なサービス提供方法はないかなどを毎年度点検評価するとともに、あわせて第三セクター等の経営状況に対する診断を行います。

### ①事業の点検評価

本市にとって不可欠な事業であり、かつ、第三セクター方式等で事業を実施することが適当と認められるかどうかを、「様式1 延岡市第三セクター等経営改善計画書」等を用いて点検評価します。

#### 【点検評価の視点】

##### i) 事業の意義

事業の必要性や公共性、社会的便益性、採算性、類似事業を実施する民間企業の活動等との関係など

##### ii) 第三セクター方式等の活用の意義

設立目的、他の事業手法（直営、民営等）で行う場合との比較、民間としての経営ノウハウの発揮状況など

### ②経営状況の診断

第三セクター等の経営状況がどういう状況なのかを診断します。

#### 【診断の方法】

「様式2 第三セクター等経営状況チェック表」等により診断します。なお、この診断は予備的なものであり、この診断結果が第三セクター等のあり方を最終的に決定するものではなく、あくまでも事前の協議資料等となることに留意します。

## (4) 第三セクター等の統廃合等の検討

第三セクター等の事業や経営の状況について点検評価等を行った結果、統廃合等を含めた抜本的見直しが必要な団体については、外部専門家等の第三者を含めた会議において、より詳細かつ専門的な観点から検討を行うこととします。

### ①廃止の検討

次のケースに該当する場合は、第三セクター等の廃止を検討します。なお、その際には、第三セクター等の経営状況をはじめ、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律等、関係が予想されるさまざまな要件を整理して慎重に検討します。

- i) 第三セクター等の設立目的が既に達成済、あるいは希薄化している場合
- ii) 第三セクター等の主たる事業が他の事業者から提供されている場合
- iii) 第三セクター等の財務状況が悪化し、今後も採算性の確保が見込めない場合
- iv) 第三セクター等の主たる事業による受益者が一部の市民に限られ、公共性・公益性が薄い場合

### ②統合等の検討

次のケースに該当する場合は、第三セクター等の統合や事務部門の共通実施を検討します。なお、その際には、第三セクター等の団体数削減や収支状況の平準化などを目的とした形式的な組織の一体化ではなく、効果や事業目的の達成を含めた統合メリットが十分に発揮できるよう長期的な視点に立った検討を行います。

- i) 複数の第三セクター等が重複して類似事業を実施したり、設立目的が類似したりしている場合
- ii) 複数の第三セクター等を統廃合することにより、規模の経済性（スケールメリット）が向上する場合
- iii) 複数の第三セクター等の管理事務部門を統合することなどにより、各第三セクター等の一層の効果的・効率的な運営が見込まれる場合

### ③統廃合に伴う市の施設の取り扱い

第三セクター等の統廃合に伴う市の施設の今後のあり方については、存続を含め個別に検討し、別途、方針を定めることとする。

## (5) 点検評価、見直し方針の決定に係る手順

第三セクター等ならびに所管部局は、上記(3)の①【点検評価の視点】や②【診断の方法】等に基づき、毎年度点検評価を行い、「様式3 延岡市第三セクター等経営状況および点検評価結果報告書（以下「報告書」という。）」、および「様式1 延岡市第三セクター等経営改善計画書（以下「経営改善計画書」という。）」を作成し、当該年度の6月末日までに経営政策室に提出します。

経営政策室は、当該報告書および経営改善計画書を「第三セクター等経営改善検討会議（以下「検討会議」という。なお、構成は別添「資料1」のとおり。）」に付議します。

検討会議は、報告書等に基づき、また必要に応じて所管部局並びに第三セクター等の関係者に説明を求めながら、今後の第三セクター等のあり方を含めた見直し方針（以下「見直し方針」という。）について検討、協議を行い、その結果を行政経営会議に報告します。

行政経営会議は、検討会議からの報告を受け、各第三セクター等の今後の見直し方針を審議します。

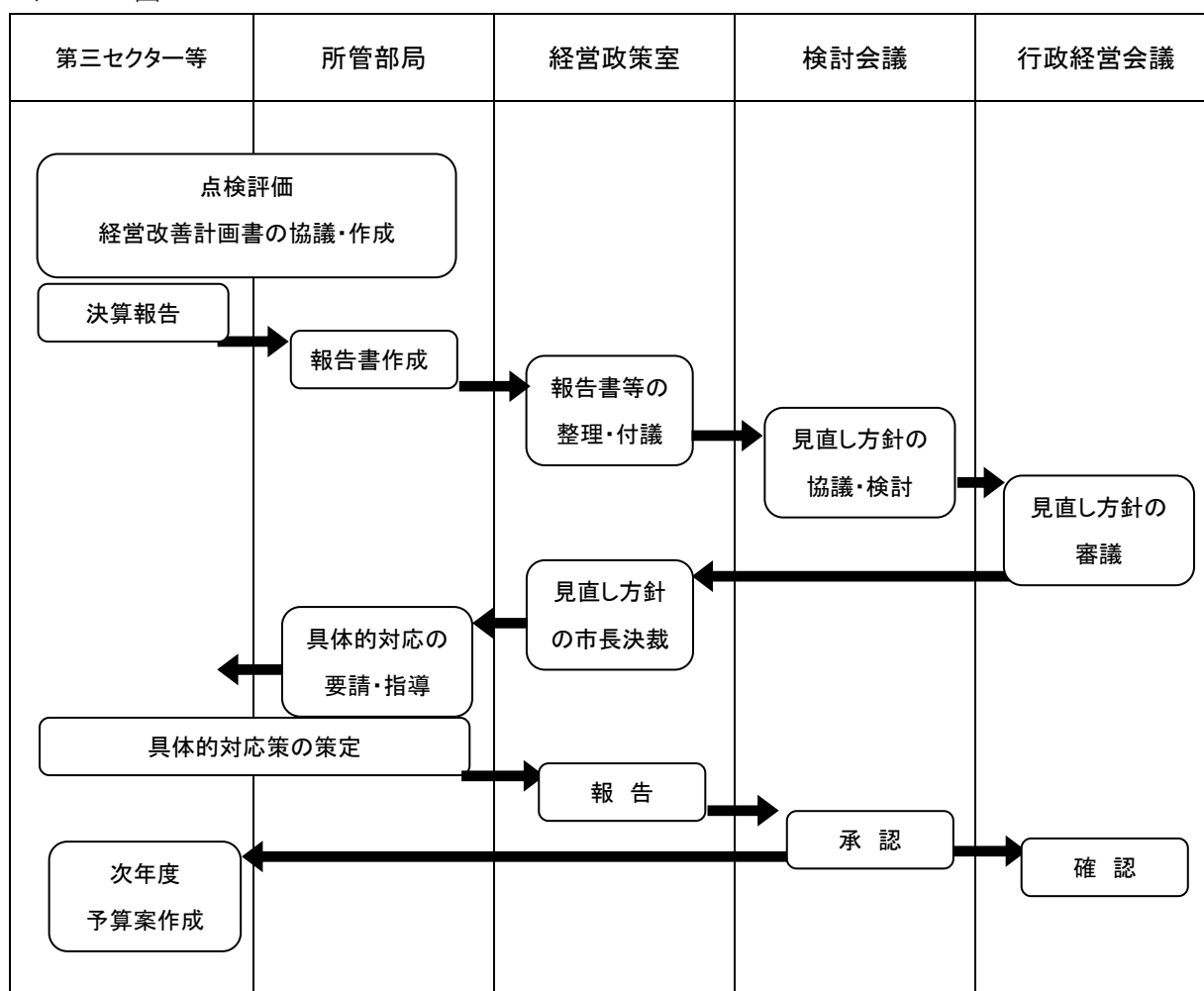
経営政策室は、行政経営会議の審議結果について市長決裁を受け、所管部局に決定方針を通知します。

所管部局は、決定方針に基づき、当該第三セクター等に対し経営改善計画書の改訂など具体的な対応等を速やかにとりまとめるよう要請、指導を行います。

第三セクター等は、所管部局と十分に協議した上で経営改善計画書や事業計画書などに具体的な対応策をまとめ、所管部局を通じて経営政策室に提出します。

経営政策室は、提出された対応策について検討会議に報告します。

◆フロー図



### (6) 指導監督等の徹底

所管部局は、第三セクター等の円滑な運営および効率化、活性化を促進し、市政の効率的運営を図るため、所管する団体の組織、人員、財務、事業の執行状況および各団体が策定する経営改善計画の進捗状況等を定期的に把握し、点検評価を行った上で、必要に応じて適切な要請・指導を行います。

また、検討会議は、本指針に掲げた事項の推進を総括し、総合的かつ統一的な観点から各団体の見直し方針の協議・検討を行います。

## 4. 経営改善計画の策定と進行管理

### (1) 経営改善計画の策定

第三セクター等は独立した事業主体であり、各団体が自立的な経営を行っていくためには、常に自らの経営の状況を分析し、自主的に経営改善に取り組む必要があります。このことから各第三セクター等において、経営上の課題等について中長期的視点のもとに経営改善計画（3カ年）を策定することとします。

計画の策定にあたっては、本指針に併せ、平成20年度に実施した経営診断の結果等を踏まえながら、市の所管部局と十分協議を行うこととします。また、各団体は本計画に基づき、経営改善に取り組むとともに、経営環境の変化、法令改正等に応じて適宜、見直しを行うこととします。なお、計画様式は「様式1 延岡市第三セクター等経営改善計画書」のとおりとします。

### (2) 策定後の取組体制

#### ①集中的改善期間

上記3（5）点検評価、見直し方針の決定に係る手順に基づき、毎年度、第三セクター等の統廃合を含めた今後のあり方について協議・検討を行います。また、関係団体等との協議・検討に一定の時間を要する取り組みについても、平成24年度までを集中的改善期間とし、この期間内に結論を出すこととします。

#### ②推進体制

所管部局は第三セクター等の自主性、独立性に配慮しながら、本計画のもとに各団体の経営改善の推進に向け積極的に取り組むこととします。

#### ③進行管理

この計画に基づく具体的な取り組みの進行管理については、各第三セクター等の所管部局において行うものとし、総括的な管理は検討会議にて行うものとします。

## 5. 経営責任の明確化と人事給与制度の見直し

第三セクター等は、独立した事業主体として自らの責任で事業を遂行するものであることから、経営ノウハウを有する者など適切な人材を確保するとともに、経営者の職務権限や責任の明確化を図る必要があります。

また、第三セクター等の職員の給与や昇任については、当該第三セクター等の業績、経営状況等の実態に応じ、また、同種の民間事業者との均衡を踏まえつつ、職員のモチベーション向上等を考慮したものとなるよう見直し必要があります。

## 6. 監査機能の充実

第三セクター等の監査については、各団体の監事や監査役などによる監査に加え、本市の監査委員による財政援助に係る監査（地方自治法第199条第7項前段）および出資法人や指定管理者に対する監査（同後段）が必要に応じて実施できることとなっております。今後は、本指針の対象団体に対する効果的な監査の実施と監査内容の充実・強化を監査委員に要請し、第三セクター等に対する監査体制を強化することで各団体の適切な運営が確保できるよう努めます。

また、第三セクター等の監事や監査役等の選任には、会計監査のみならず業務監査にも精通した経営ノウハウを有する人材を登用したり、必要に応じて外部監査を受けたりするなど、団体の運営を適切に行う仕組みを整えるための措置を積極的に講じる必要があります。

## 7. 情報公開の推進

### (1) 市による情報公開

本市からの出資が50%以上である第三セクターの経営状況等については、議会への報告も義務付けられており、本市としてもその情報を積極的に提供し説明責任を果たしていく必要があるため、インターネットなどを活用し市民に公開します。

また、本市からの出資が50%未満である第三セクター等についても、筆頭株主であるなど出資の状況や公的支援の状況等を総合的に勘案して、本指針の対象としている団体については同様の対応を行います。

### (2) 第三セクター等による情報公開

第三セクター等は、経営状況に関する情報を、原則として、会社法に基づく貸借対照表、損益計算書等や、「公益法人の設立許可および指導監督基準」に基づく業務および財務等に関する資料を主たる事業所に備え、一般の閲覧に供するとともに、インターネットによる公開に努めることが必要です。

また、いわゆる「市民の税金が投入されている」ということを強く認識し、市民に対する説明責任を積極的に果たす観点から、公的支援の状況や経営改善計画、役職員の数と給与・報酬等の状況などについても情報公開に努めるものとします。

## 8. 資料（別紙）

- ・ 様式1 延岡市第三セクター等経営改善計画書
- ・ 様式2 第三セクター等経営状況チェック表
- ・ 様式3 延岡市第三セクター等経営状況および点検評価結果報告書
- ・ 資料1 「第三セクター等経営改善検討会議」の構成

## 資料1 「第三セクター等経営改善検討会議」の構成

検討会議は、下表に掲げるものをもって組織する。

なお、座長は、必要があると認めるときは、第三セクター等を所管する部局長および課室長、また第三セクター等の役職員等を会議に出席させて意見を求めることができる。

表

副市長（座長）
企画部長
総務部長
北方町総合支所長
北浦町総合支所長
北川町総合支所長
企画課長
経営政策室長
総務課長
職員課長
財政課長

（「第三セクター等経営改善検討会議設置要綱」による）

延岡市第三セクター等経営改善計画書  
(平成 22 年度～平成 24 年度)

第三セクター等	名称	
	記入責任者職氏名	
	提出日	
所管部局	所管課室	
	記入責任者職氏名	
	提出日	

<目次>

- 1 市の施策推進における第三セクター等の役割
- 2-1 第三セクター等を取り巻く経営環境の変化（外部環境分析）
- 2-2 第三セクター等を取り巻く経営環境の変化（「機会」と「脅威」）
- 3-1 第三セクター等の経営状況・経営資源の変化（内部環境分析）
- 3-2 第三セクター等の経営状況・経営資源の変化（「強み」と「弱み」）
- 4 中期経営目標
- 5 経営改善計画達成のための具体的行動目標と取組内容
- 6-1 役・職員数（役員）
- 6-2 役・職員数（職員）
- 7 設備投資計画および大規模修繕計画
- 8-1 正味財産増減計算書・計画書（民法法人用）
- 8-2 損益計算書・計画書（会社法法人用）
- 8-3 収支計算書および収支予算書（その他の団体用）
- 9 委託料、補助金の見込み
- 10 長期借入金の見込み
- 11 短期借入金の見込み
- 12 所管部局による取り組み
- 13 経営改善計画に対する所管部局の意見

（注） 記入欄は、適宜追加・削除すること。

1 市の施策推進における第三セクター等の役割（「延岡市長期総合計画」等における市の施策と成果測定目標） <所管部局が記入>

(1) 活動の根拠となる市の施策等

No.	市の施策等	計画等の名称	担当部局課室
1			
2			
3			

(2) 上記の市の施策における目標（上記(1)のNo.に対応）

No.	目標	単位	目標値		
			22年度	23年度	24年度
1					
2					
3					

(3) 上記の市の施策推進における第三セクター等の具体的な役割（上記(1)のNo.に対応）

No.	市の施策推進における第三セクター等の具体的な役割
1	
2	
3	

2-1 第三セクター等を取り巻く経営環境の変化（外部環境分析） <第三セクター等が記入>

（将来的な見込みも含めた外部経営環境の変化を箇条書きで記入）

--

2-2 第三セクター等を取り巻く経営環境の変化（「機会」と「脅威」） <第三セクター等が記入>

（将来的な見込みも含めた外部経営環境の変化を「機会」と「脅威」に区分し、要因、主な傾向および対応策を記入）

区分	外部環境要因	主な傾向	対応策
機会			
脅威			

3-1 第三セクター等の経営状況・経営資源の変化（内部環境分析） <第三セクター等が記入>

（将来的な見込みも含めた内部経営環境の変化を箇条書きで記入）

--

3-2 第三セクター等の経営状況・経営資源の変化（「強み」と「弱み」） <第三セクター等が記入>

（将来的な見込みも含めた内部経営環境の変化を「強み」と「弱み」に区分し、要因、状況および対応策を記入）

区分	内部環境要因	状況の説明	対応策
強み			
弱み			

#### 4 中期経営目標

##### (1) 事業目標 <所管部局が記入>

(市の施策推進における第三セクター等の役割を果たす上で、第三セクター等が達成すべき事業目標を設定)

No.	事業目標	22年度成果目標値	23年度成果目標値	24年度成果目標値	備考
1					
2					
3					
4					

##### (2) 経営改善目標 <第三セクター等が記入>

(運営見直し方針における取組事項、所管部局による点検・評価、外部・内部環境分析等を踏まえて設定)

No.	経営改善目標	22年度成果目標値	23年度成果目標値	24年度成果目標値	備考
1					
2					
3					
4					

(注1) 行動目標の達成年度を記入すること(計画期間を超える場合は「備考」欄に記入)。

(注2) 記入欄が不足する場合は、適宜追加して記載すること。

5 中期経営目標達成のための具体的行動目標と取組内容 <第三セクター等が記入>

	No.	行動目標	責任者	担当者	具体的な取組内容	22年度 (スケジュール)	23年度 (スケジュール)	24年度 (スケジュール)	備考
事業目標	1								
	2								
	3								
	4								
経営改善目標	1								
	2								
	3								
	4								

(注1) 行動目標の達成年度を記入すること(計画期間を超える場合は「備考」欄に記入)。

(注2) 記入欄が不足する場合は、適宜追加して記載すること。

6-1 役・職員数（役員） <第三セクター等が記入>

（単位：人）

項目		19年度 (実績)	20年度 (実績)	21年度 (実績)	22年度 (計画)	23年度 (計画)	24年度 (計画)	備考
常勤役員	プロパー職員							
	市職員 OB							
	民間からの役員							
	その他							
	小計①							
非常勤役員	プロパー職員							
	市職員							
	市職員 OB							
	民間からの役員							
	その他							
	小計②							

（注1） 常勤監事および非常勤監事も役員に含む。

（注2） 各年4月1日現在で記入のこと。

6-2 役・職員数（職員） <第三セクター等が記入>

（単位：人）

項目		19年度 (実績)	20年度 (実績)	21年度 (実績)	22年度 (計画)	23年度 (計画)	24年度 (計画)	備考
常勤職員	プロパー職員							
	市職員OB							
	その他							
	小計③							
非常勤職員	プロパー職員							
	市職員OB							
	その他							
	小計④							
臨時職員⑤								
計（①～⑤）								

（注1） 各年4月1日現在で記入のこと。

（注2） 臨時職員は、就業規則等にパートタイマー、アルバイト、臨時雇用者等として定めた者とする。

7 設備投資計画および大規模修繕計画 <所管部局が記入>

(単位：千円)

実施年度および計画の概要		予算措置
21 年度実施予定		
22 年度実施計画		
23 年度実施計画		
24 年度実施計画		

(注) 設備投資、大規模修繕は、ともに概ね 1,000 千円以上とする。

8-1 正味財産増減計算書・計画書（民法法人用） <第三セクター等が記入>

（単位：千円）

項目	19年度 (実績)	20年度 (実績)	21年度 (予定)	増減分析	22年度 (計画)	23年度 (計画)	24年度 (計画)	積算根拠
I 一般正味財産増減の部								
1 経常増減の部								
(1) 経常収益								
①基本財産運用益								
②事業収益								
③受取補助金等								
④雑収益								
経常収益計								
(2) 経常費用								
①事業費								
②管理費								
経常費用計								
当期経常増減額								
2 経常外増減の部								
(1) 経常外収益								
①固定資産売却益								
②								
経常外収益計								

項目	19年度 (実績)	20年度 (実績)	21年度 (予定)	増減分析	22年度 (計画)	23年度 (計画)	24年度 (計画)	積算根拠
(2) 経常外費用								
①固定資産除却損								
②災害損失								
経常外費用計								
当期経常外増減額								
税引前								
一般正味財産増減額								
法人税、 住民税及び事業税								
当期一般正味財産増減額								
一般正味財産期首残高								
一般正味財産期末残高								
II 指定正味財産増減の部								
①受取補助金等								
当期指定正味財産増減額								
指定正味財産期首残高								
指定正味財産期末残高								
III 正味財産期末残高								

(注) 本様式については、公益法人会計基準に基づき作成された法人ごとの財務諸表に応じて記入のこと（任意に変更可）。

8-2 損益計算書・計画書（会社法法人、特別法法人用） <第三セクター等が記入>

（単位：千円）

科目		19年度 (実績)	20年度 (実績)	21年度 (予定)	増減分析	22年度 (計画)	23年度 (計画)	24年度 (計画)	積算根拠
収入									
	当期収入計(A)								
支出									
	当期支出計(B)								
当期利益(A)-(B)=(C)									

(注) 科目欄は、適宜追加・削除すること。

8-3 収支計算書および収支予算書（その他の団体用） <第三セクター等が記入>

（単位：千円）

科目		19年度 (実績)	20年度 (実績)	21年度 (予定)	増減分析	22年度 (計画)	23年度 (計画)	24年度 (計画)	積算根拠
収入									
	当期収入計(A)								
	前期繰越金(B)								
	収入合計(A)+(B)=(C)								
支出									
	当期支出計(D)								
	当期収支差額(A)-(D)								
次期繰越金収支差額(C)-(D)									

9 委託料、補助金の見込み < 第三セクター等が記入 >

(単位：千円)

項目	19年度(実績)	20年度(実績)	21年度(予定)	22年度(計画)	23年度(計画)	24年度(計画)	備考
受託事業収入							
うち市からの委託料							
補助金収入							
うち市からの補助金							
うち運営費相当額							
指定管理料収入							

10 長期借入金の見込み < 第三セクター等が記入 >

(単位：千円)

項目	19年度(実績)	20年度(実績)	21年度(予定)	22年度(計画)	23年度(計画)	24年度(計画)	備考
前年度末借入残高							
うち市からの借入残高							
当該年度借入額（新規）							
うち市からの借入額							
当該年度元金償還額							
うち市への償還額							
当該年度末借入金残高							
うち市からの借入残高							

1 1 短期借入金の見込み <第三セクター等が記入>

(単位：千円)

項目	19年度(実績)	20年度(実績)	21年度(予定)	22年度(計画)	23年度(計画)	24年度(計画)	備考
前年度末借入残高							
うち市からの借入残高							
当該年度借入額（新規）							
うち市からの借入額							
当該年度元金償還額							
うち市への償還額							
当該年度末借入金残高							
うち市からの借入残高							

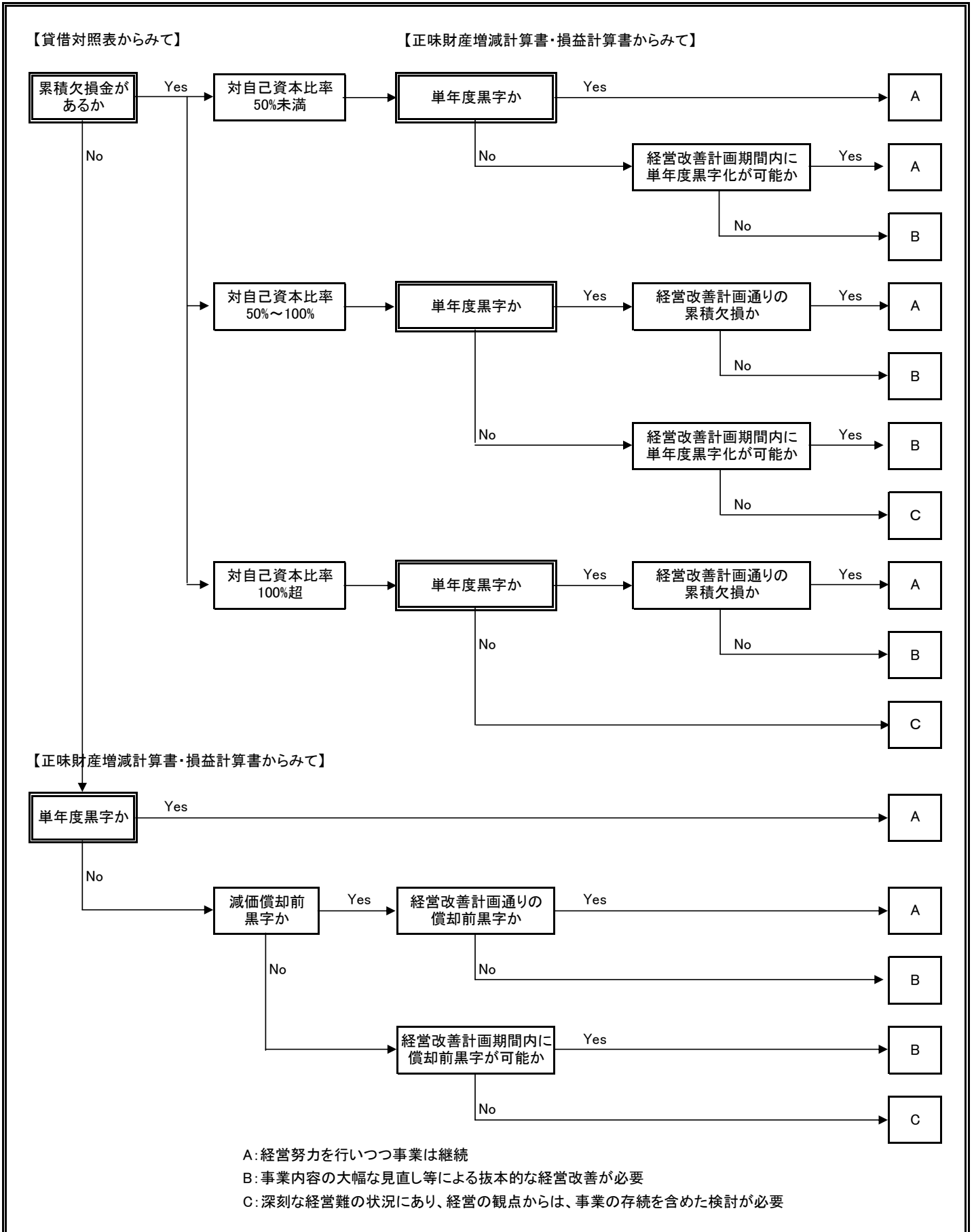
1 2 所管部局による取り組み（市の関与の見直し、経営改善への支援策等を記載） <所管部局が記入>

取組項目	目標値(達成年度)	22年度	23年度	24年度	備考
	( )				
	( )				
	( )				
	( )				

1 3 経営改善計画に対する所管部局の意見 <所管部局が記入>

(1) 中期経営目標（経営改善目標）の適切性について		チェック欄	[所管部局の意見]
ポイント	①運営見直し方針における取組項目を踏まえているか。		
	②21年度の所管部局における点検・評価の結果を反映しているか。		
	③外部・内部環境分析の結果を反映しているか。		
	④目標は「具体性」「測定可能性」「実現可能性」「適切性」「期限明示」の基準に照らして適切か。		
(2) 経営改善計画の適切性について		チェック欄	
ポイント	①外部・内部環境分析が的確に行われ、具体的な対応策が検討されているか。		
	②中期経営目標を適切に分解し、具体的な行動目標・取組内容が構成されているか。		
	③正味財産増減計画書（損益計画書）は安定的な法人運営、財務の健全性から見て適切か、実現は可能か。		
(3) その他			
[所管部局の意見]			

様式2 第三セクター等経営状況チェック表



様式 3 延岡市第三セクター等経営状況および点検評価結果報告書

1 作成基準日			作成担当部署		電話番号					
2 名称等	名称		代表者							
	所在地		電話番号							
	設立年月日		ホームページアドレス							
3 資本金	千円(市出資額:		千円)	(出資割合:	%)					
4 設置目的										
5 事業(業務)内容										
6 役員数および給与の状況	役員		役員報酬総額 (千円) H21年度	有給職員		職員給与総額 (千円) H21年度				
	総数	うち市出向者・退職者数		総数	うち市出向者・退職者数	有給職員の 平均年齢				
7 財務状況	貸借対照表	項目	金額(千円)			損益計算書・正味財産増減計算書	項目	金額(千円)		
			H19年度	H20年度	H21年度			H19年度	H20年度	H21年度
		資産合計					経常収益			
		負債合計					うち市からの補助金・委託料			
		資本合計					経常費用			
		累積欠損金					経常利益(損失)			
							当期利益(損失)			
				当期利益(減価償却前)						
8 第三セクターへの関与の状況	(1) 公的支援									
	項目		金額(千円)			備考(目的、内容、算出根拠等)				
			H19年度	H20年度	H21年度					
	①	運営補助金								
	②	①以外の補助金								
	③	指定管理料								
	④	事業委託料								
	⑤	税の減免額								
	⑥	その他								
	合計									
	※⑥その他の項目名( ) 参考: 利子補給金、出資金(追加)									
	(2) その他									
	項目		金額(千円)			備考(目的、内容、算出根拠等)				
		H19年度	H20年度	H21年度						
①	短期貸付金残高									
②	長期貸付金残高									
合計										
(3) 人的支援										
人的支援の内容										
9 地方公共団体による監査結果	(平成18年度) (平成19年度) (平成20年度)									
10 地方公共団体による点検評価の結果	第三セクター等経営状況 チェック表による予備的 診断評価		⇒ A 経営努力を行いつつ事業は継続 ⇒ B 事業内容の大幅な見直し等による抜本的な経営改善が必要 ⇒ C 深刻な経営難の状況にあり、経営の観点からは、事業の存廃を含めた検討が必要							
	今後の方向性		⇒ ア 経営努力を行いつつ現状のまま存続 ⇒ イ 事業内容等の見直しを行った上で存続 ⇒ ウ 再建を行いつつ存続 ⇒ エ 廃止、または完全民営化、もしくは事業の民間譲渡 ⇒ オ その他 ( )							
	「今後の方向性」に関するコメント									
	これまでの改善取り組み									
11 その他特記事項										